

地域優良賃貸住宅の入居者負担額について

富山市地域優良賃貸住宅家賃減額補助金交付要綱第4条第1項で定める家賃減額補助金の額を、以下のように定める。

【一般型】 従前からの計算方法に変更なし

契約家賃 A	契約書による
基準値 B	右記参照
規模係数 C	各住戸床面積／75 m ²
立地係数 D	0.95
入居者負担基準額 (百円未満切上げ) E	$\{A + (B \times C \times D)\} \times 1/2$
家賃減額補助額 F	A - E

入居者の月額所得	収入区分	基準値B
0円 ～ 238,000円	イ	79,200円
238,001円 ～ 268,000円	ロ	90,800円
268,001円 ～ 322,000円	ハ	104,600円
322,001円 ～ 445,000円	ニ	125,000円
455,001円 ～ 601,000円	ホ	156,100円

【高齢者型】 従前からの計算方法に変更なし

契約家賃 A	契約書による
基準値 B	右記参照
規模係数 C	各住戸床面積／39 m ²
立地係数 D	0.95
入居者負担基準額 (百円未満切上げ) E	$B \times C \times D$
家賃減額補助額 F	A - E

入居者の月額所得	収入区分	基準値B
0円 ～ 104,000円	へ	43,000円
104,001円 ～ 123,000円	ト	46,500円
123,001円 ～ 139,000円	チ	49,900円
139,001円 ～ 158,000円	リ	53,600円
158,001円 ～ 186,000円	ヌ	59,500円
186,001円 ～ 214,000円	ル	66,200円

(注)

- ・ A < E の場合は、家賃減額補助の対象外です。
- ・ 入居者の所得：{所得税法の所得額－控除額（次ページ表を参照）} ÷ 12 か月
- ・ 立地係数：0.95（公営住宅法施行令第2条第1項第1号、H8 建設省告示 1783）
- ・ 規模係数：床面積から除する値は、一般型にあつては 75（H5 建設省告示 1602 より）、高齢者型にあつては 39（H13 国交省告示 1295、H20 国交省告示 1326 より）
- ・ 参考法令等：特定優良賃貸住宅供給促進事業等補助要領第6（一般型）、高齢者の居住の安定確保に関する法律施行令第2条（高齢者型）

表 控除の種類と控除額について

控除の種類		控除の内容	控除額
給与・年金所得控除		申込者および同居者で、給与所得または公的年金等に係る雑所得を有する人（給与所得および公的年金に係る雑所得の合計額が10万円未満の場合はその額）	1人あたり 10万円
親族控除		申込者を除く同居者数 （税法上の別居扶養親族を含む）	1人あたり 38万円
特別控除 （税法上の所得控除）	老人控除対象配偶者 老人扶養親族	同一生計配偶者又は扶養親族のうち満70歳以上の方	1人あたり 10万円
	特定扶養親族	扶養親族のうち満16歳以上23歳未満の方	1人あたり 25万円
	障害者	普通障害（身体3～6級、精神2～3級、療育B級等）のある方	27万円
	特別障害者	特別障害（身体1・2級、精神1級、療育A級等）のある方	40万円
	寡婦	下記ひとり親控除に該当せず、事実婚状態にない方で、以下のいずれかの要件を満たす方 (1)夫と離婚した後婚姻をしておらず、扶養親族がいる人で、合計所得金額が500万円以下 (2)夫と死別等した方で、合計所得額が500万円以下 （要件を満たす方の給与・年金所得控除を控除した後の所得が27万円以下の場合はその額）	27万円
	ひとり親	婚姻をしていない又は配偶者と離婚・死別等した方で以下のすべてに該当する方 (1)婚姻または事実婚姻状態にない (2)生計を一にする子（所得48万円以下かつ他者の扶養になっていない）がいる (3)合計所得額が500万円以下 （要件を満たす方の給与・年金所得控除を控除した後の所得が35万円以下の場合はその額）	35万円

参考法令等：高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第1条第1項第3号